



消費者注意報



case.5

ネットで副業?老若男女が情報商材でトラブル!!



まずはメルマガ
申し込んで
みようか

「ネットで副業」
よく聞くけど
小遣いくらいに
なるかな?



情報商材ってなに?

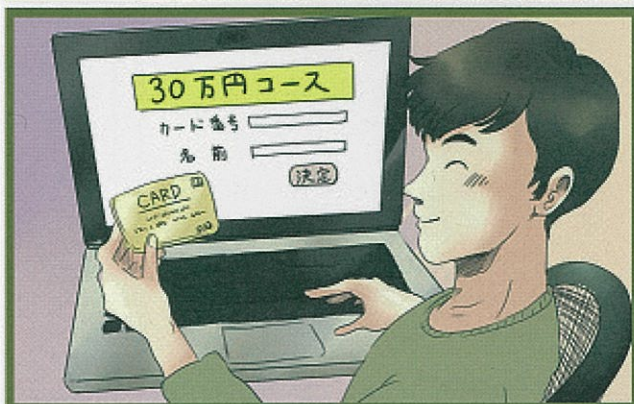
情報商材とは、インターネットなどを介して売買される情報であり、マニュアルやテキストなどをPDFや音楽、動画といったメディア形式で販売されるものです。中には「月10万円稼ぐ情報」「不労所得マニュアル」といったタイトルで、さも簡単に収入が得られると思わせるような情報が販売されています。



どうやって誘導されるの?

- ・「副業」「アルバイト」を検索
- ・SNSやスマホのアプリ
- ・儲かった人のメルマガや動画

などから申し込み画面に誘導され、思わず購入してしまうことがあります。ギャンブル情報、商品の転売、アフィリエイト(※)などの「儲け話」が多数あるので注意が必要です。



クーリング・オフできるの?

情報商材は、通信販売が多く、通信販売にはクーリング・オフは適用されません。ただし、内容等によりキャンセルが可能な場合があります。

※アフィリエイト

提携先の広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が、提携先から商品を購入する等した場合、一定の報酬が得られるというもの



フログに
広告したけど
誰も
見てくれない
儲からない
稼げるどころか
30万円が
払えない

ご相談はお近くの消費生活センターへ



京のチェックポイント



こんな情報商材に気をつけて!!

うたい文句に注意

「確実に儲かる
アフィリエイトの極意」

「誰でも簡単!」
「毎日2時間だけ!
1か月10万円♪」

「返金保証!」
「儲からなければ
全額返金!」



特別な技と
思ったら…



バイトと
思ったが…



返金される
はずが…



いろんなサイトに一人で
複数人を装い書き込み
→サイトの規約違反に
なり、利用停止になった

出会い系サイトに、人を
誘導する書き込みの仕事
→いわゆるサクラサイ
トの仕事だった

返金に厳しい条件
→もともと実現は不可
能。返金してもらえな
かった

儲け話に要注意!

●お金を支払った後でしか情報商材の中身がわかりません。

情報商材の内容を見て初めて自分には無理だったり、実現性が乏しいものとわかります。キャンセルしようとしても、メールだけの相手との解約交渉は困難です。

●ちょっと待って! 「うまい話」と思っても一旦立ち止まり相談!

「残り! 数時間!」などと申し込みのタイムリミットが書かれていると不審に思いながらも慌てて申し込んでしまいます。申し込む前に情報収集や周りに相談しましょう。



不安なときは
まずお電話を!

消費者ホットライン 188 (いやや!)

(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ) 075-257-9002